

栃木市農業委員会総会議事録

令和5年8月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年8月23日（水） 午後2時30分

開催場所 キョクトウとちぎ蔵の街楽習館1階 大交流室

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	8 平本 勲	9 渡邊 昭男
10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行	13 大谷 朗
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 7 柴 賢一郎

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰
主 事	赤羽根 大祐		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （利用権の設定）について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （所有権の移転）について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地改良事前協議の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年8月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は7番柴委員から欠席の届出があり、ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、18番石塚一彦委員、19番大塚幸八委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と赤羽根大祐氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

赤羽根主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が4件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、野中町においてショウガ等の野菜を作付しております。申請地は経営規模を拡大するため、売買により取得することとなりました。許可後はショウガを作付する予定です。スクリーンをご覧ください

さい。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、尻内町において米を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は平柳町1丁目に居住しておりますが、このたび空き家を取得し、南側に位置する農地についても取得をするため申請に至りました。申請地ではネギ、ハウレンソウ、ジャガイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町中根を中心に米、麦を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川田委員)

今回の北部調査委員長の16番川田です。

今回は私と8番平本委員、12番山崎委員の3名と事務局2名で、21日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(大谷委員) 今回の南部調査委員長の13番大谷です。
今回は、私と5番長委員、10番狐塚委員の3名と事務局2名で、22日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部の申請は、所有権移転1件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書4ページをご覧ください。
今月は、14件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市外のアパートに夫婦で居住しておりますが、将来子供が生まれることを考え、住宅の建築を計画しました。夫婦の勤務先への距離を考え、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1 km以内(宅地率40%超)以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅敷地拡張への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、平成14年頃に住宅を建築しましたが、程なくしてカーポートを建て、申請地を住宅敷地の一部として利用しておりました。この度、事業計画者の息子が隣接地において住宅建築を計画し敷地の調査をしたところ、今回の件が発覚しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地ではありますが、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当します。なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、保育園への転用です。地図は3ページです。

栃木市は、令和7年3月末を以って、老朽化が進むいまいずみ保育園を廃止することを決定し、それに伴い受け皿となる保育園を確保し、近年増大している様々な保育ニーズに的確に対応するため、認可保育所の設置運営を行う事業者を募集しました。

事業計画者は、保育所の経営をはじめとした社会福祉事業を行う法人であり、市の保育事業に貢献したいと考え今回の公募に参加し、事業者として選定されました。

事業計画地は、現いまいずみ保育園の北側に隣接する土地であり、交差点等の交通量が多い道路からは隔離されているため、子供たちを安全に送迎することができることから、選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1 km以内(宅地率40%超)以内の第2種農地であり、土地収用法該当事業であるため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は浸透槽を設置し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3名で居住しておりますが、現在の住宅では手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申請地はスーパーマーケットや保育施設が近く、住環境が整っていることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いことから、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番及び6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページ、6ページです。

事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待されることから、今後も更なる事業拡大を図るため、太陽光発電事業を計画しました。申請地付近で既に事業を行っており、実績があるため、同エリアにおいて事業地を選定しました。

5番の農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地、6番の農地区分は、皆川公民館から500m以内の第2種農地であり、いずれも土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市外のアパートに親子2名で居住しておりますが、娘が結婚を予定しているため、住宅の建築を計画しました。将来子供ができたことを考え、幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかである申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページで

す。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。国内エネルギー自給率の向上及び地球温暖化対策としての社会貢献のため、関東エリアにおいて太陽光事業を展開しております。

農地の区分は、真名子出張所から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

9番については、駐車場への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、大型車（ダンプ）の運転を業としております。車輛について本来、自宅に駐車しなければならぬが、敷地に駐車することは車両の大きさから困難であることから、駐車場を確保するため申請に至りました。申請地は自宅に隣接しており、県道にも面していることから安全に出入りできるため、駐車場敷地として選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

なお、申請地にすでに砂利が敷かれております。事業計画者は、農地法の許可を得ず、駐車場利用してしまっていたことについて深く反省をしており、始末書が添付されていることから、やむを得ないものと考えます。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族4名で居住しておりますが、現在の住宅では手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申請地は親の所有する土地であり、今後、育児、介護を考え実家の近くを建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いことから、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、一般住宅への転用です。地図は11ページです。事業計画者は、同自治会内で両親と同居しておりますが、子供が成長し現在の家屋では手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申請地は父の所有地の中で実家に近い土地であることから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いことから、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番、13番及び14番については、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページ、13ページです。

事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待されることから、今後も更なる事業拡大を図るため、太陽光発電事業を計画しました。申請地付近で既に事業を行っており、実績があるため、同エリアにおいて事業地を選定しました。

3件いずれも、農地の区分は農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上14件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、3番及び12番から14番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(川田委員)

今回北部は、一般住宅が3件、太陽光発電設備が3件、一般住宅敷地拡張が1件、保育園が1件、合計8件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(大谷委員) 今回南部は、一般住宅の申請が2件、駐車場が1件、太陽光発電設備が3件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、5番長委員お願いします。

長委員 5番長です。

1番、2番については、事務局および調査委員長の説明のとおり、何も問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 番号3番、4番について、11番田中委員お願いします。

田中委員 11番田中です。

3番、4番の案件については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 番号5番、6番について、4番正田委員お願いします。

正田委員 4番正田です。

5番の案件については、周辺が太陽光発電のパネルだらけの一角になりますので、特に問題ないと思われ。6番については、周辺に影響がなく、問題ないかと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 番号7番について、1番若色より報告いたします。

7番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしく申し上げます。

議 長	番号8番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 8番の案件については、業者の方に説明を伺ったところ、電力を電力会社に売るのではなく、最終消費者に売るということです。売電価格が上がっていく傾向があるということです。事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号9番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 9番の案件につきましては、事務局および調査委員長の説明のとおり問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号10番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 10番の案件につきましては、一般住宅への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号11から14番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 11番の案件については、一般住宅への転用ということで、周辺農地への影響もなく問題ないかと思われます。12番から14番の案件につきましては、太陽光発電設備への転用ということで、事務局および調査委員長の説明のとおりで特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

- 議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
- 議長 3番及び12番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
- 議長 次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 田中主任 議案書の8ページを御覧ください。
- 田中主任 今回は4件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。
- 田中主任 1番については、地図は14ページです。
- 田中主任 申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
- 田中主任 (写真説明)
- 田中主任 2番については、地図は15ページです。
- 田中主任 申請地は3筆で、航空写真等により、平成10年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
- 田中主任 (写真説明)
- 田中主任 3番については、地図は16ページです。
- 田中主任 申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
- 田中主任 (写真説明)
- 田中主任 4番については、地図は9ページです。
- 田中主任 申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
- 田中主任 (写真説明)
- 田中主任 以上4件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (川田委員)	<p>今回北部は、3件の申請がありました。</p> <p>いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	<p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、16番川田委員をお願いします。
川田委員	<p>16番川田です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の私が先程説明したとおりです。特に問題ないかと思われめますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号2番について、15番川嶋委員をお願いします。
川嶋委員	<p>15番川嶋です。</p> <p>2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われめますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	番号3番について、10番狐塚委員をお願いします。
狐塚委員	<p>10番狐塚です。</p> <p>3番の案件については、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題</p>

ないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 番号4番について、21番生澤委員お願いします。

生澤委員 21番生澤です。

4番の案件につきましては、宅地と一体的に利用してきており、事務局および調査委員長の説明のとおり問題はないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。
新規、再設定併せて39件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
資料10ページ1番、2番の借人は新規就農者ですので、地元委員から報告をお願いします。

正田委員 4番正田です。

なす、玉ねぎ、にんじん等の露地野菜を母親と2人で始めます。今月10日面接をいたしました。皆川地区での貴重な農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしく申し上げます。

議長 その他発言のある方は、挙手をお願いします。
(異議なしの声)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。
県農業振興公社の関する2件5筆、約115aであります。事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより質疑には入りません。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年8月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時10分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (石 塚)

署名委員 _____ (大 塚)